

第26回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成28年8月10日(水) 9時00分～11時00分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(11人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之
委員	5番	矢野	卓雄
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏
委員	12番	森	昭徳

4. 8月の農業相談委員

5番	矢野	卓雄
6番	加藤	秀邦

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

9番	高山	和幸
10番	矢野	繁敏

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

第1号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)
第4号	農地法第5条の規定による許可申請について((有)●●建設代表取締役●●●●)
第5号	農地利用集積計画の承認について(中間管理事業)
第6号	農地利用集積計画の承認について(中間管理事業)

- 第7号 農地利用集積計画の承認について(中間管理事業)
- 第8号 農地利用集積計画の承認について

第4 報告案件

- 第1号 農地改良届について
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 その他の案件

- 第1号 農業委員会法改正への対応について
- 第2号 遠賀町農業支援対策検討委員会委員の推進について
- 第3号 農業委員会業務必携について
- 第4号 平成28年度視察研修の精算報告について

開 会 9時 00分

事務局長 皆さん。おはようございます。8月1日に人事異動がありました。(二人の挨拶)

議長 改めまして、総会を始めます。

議長 本日の出席委員は、11名中11名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただ今より平成28年第26回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、9番高山 和幸委員、10番矢野 繁敏委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

議長 それでは、高山 和幸委員、矢野 繁敏委員お願いします。

議長 次に、次第の8月農業相談員は5番矢野 卓雄委員、6番加藤 秀邦委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法5条許可申請関係4件、農用地利用集積計画関係4件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。

現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が今古賀にお住まいの●●●●氏で、貸渡人が鬼津にお住まいの●●●●氏で、申請地が3ページの字図にありますように、大字鬼津字堂ノ浦1843番1 他1筆で地目が田と畑、合計面積が398㎡です。農地区域が農業振興地域内、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は自己住宅建築で、親子間の使用貸借となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。4ページが現況平面図、5ページが土地利用計画図と縦横断面図、6ページが被害防除計画書で排水は雨水が自然流下、汚水は公共下水道接続となっております。7ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして8ページ付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が水巻町にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●氏で、申請地が10ページの字図にありますように、大字今古賀字塔ノ元543番4で地目が田、面積が274㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第2種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。11ページが現況平面図、12ページが土地利用計画図、13ページが縦横断面図、14ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は公共下水道接続となっております。15ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして16ページ付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が浅木にお住まいの●●●●氏で、譲渡人が浅木にお住まいの●●●●相続人●●●●氏で、申請地が18ページの字図にありますように、浅木二丁目1142番1、地目が田、面積が155㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は住宅用の駐車場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。19ページが土地利用計画図、20ページが現況平面図、21ページが縦横断面図、22ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで自然流下となっております。23ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして24ページをお開き下さい。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が芦屋町の(有)●●建設 代表取締役 ●●●●氏で、譲渡人が浅木にお住まいの●●●●氏で、申請地が26ページの字図にありますように、大字浅木字葉城349番1 他1筆、地目が田、合計面積が2,533㎡です。農地区域が農業振

興地域内、土地の用途区分が無指定の第1種農地となっております。第1種農地は原則不許可ですが、申請地に隣接する集落内において長年事業を営まれていることから、不許可の例外規定である「申請地の周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しています。申請目的は資材置場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。27ページが現況平面図、28ページが土地利用計画図、29～30ページが縦横断図、31ページが被害防除計画書で排水は雨水のみで水路放流となっております。32ページが事業計画書、33ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 以上が現地調査を伴う案件であります。報告案件の40ページ41ページの農地改良届が出ていますので、その場所の前を通過して現地確認をしますので、よろしくお願ひします。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 15分

— 現地調査後 —

再 開 9時 50分

議長 再開します。
それでは 第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。まずは、地区担当の私からご報告をします。

議長 何も問題はございませんので、ご審議お願ひいたします。

議長 続きまして、地区担当の二村 義信委員からご報告をお願ひいたします。

地元委員 (8番) 何も問題はございませんので、ご審議お願ひします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願ひします。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当委員、加藤 秀邦委員のからご報告をお願いします。

地元委員 特に問題はございませんので、ご審議お願いいたします。
(6番)

議長 ありがとうございます。続きまして、加藤 陽一郎委員からのご報告をお願いします。

地元委員 特に問題はありませぬので、ご審議お願いします。
(7番)

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当委員、森 昭徳委員のからご報告をお願いします。

地元委員 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。
(12番)

議長 ありがとうございます。

それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは 第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
区担当委員、森 昭徳委員のからご報告をお願いします。

地元委員 (12番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

議長 この案件については、この後の手続きが県段階であります。その内容の説明を事務局お願いします。

事務局 今回農業委員会法の改正に伴いまして農業委員会の案件の中で、3000㎡以上の案件、第一種農地が1000㎡以上ある案件については、農業委員会の総会で承認を得た後、福岡県農業会議の常設審議委員会に出向きまして、承認を得た後に、県に送りまして、県の許可が出る流れになります。

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑤から⑦について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案書の34ページをお開きください。付議案件⑤から⑦は中間管理事業に伴う農地利用集積計画の承認についてです。付議案件⑤は貸出人が浅木にお住まいの●●●●さん、借請人が県の農業振興推進機構、申請地は大字浅木字平通310、地目が田、面積が1,373㎡、土地の用途区分は農業振興地域農用地、貸付期間は10年間となっています。

続きまして35ページをお開きください。付議案件⑥は貸出人が浅木にお住まいの●●●●さん、借請人が県の農業振興推進機構、申請地は大字浅木字平通335、地目が田、面積が1,504㎡、土地の用途区分は農業振興地域農用地、貸付期間は10年間となっています。

続きまして36ページをお開きください。付議案件⑦は貸出人が浅木にお住まいの●●●●さん、借請人が県の農業振興推進機構、申請地は大字浅木字平通322-1、地目が田、面積が1,547㎡、土地の用途区分は農業振興地域農用地、貸付期間は10年間となっています。

37ページが付議案件⑤から⑦に係る位置図、38ページが字図となっています。本件は浅木地区の暗渠排水事業に関係して、中間管理事業を活用した農地利用集積計画の承認となっています。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【挙手の人数を確認】

議長

賛成10名で付議案件⑤から⑦は承認されました。

議長

続きまして、付議案件⑧について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案書の39ページをお開きください。付議案件⑧農地利用集積計画の承認についてでございます。農業振興地域内農用地の新規が5件、3,346㎡、農業振興地域内非農用地の新規が1件、324㎡、となっております。以上です。

議長

ありがとうございました。これより審議に入ります。本件について発言のある委員は挙手願います。

【挙手の人数を確認】

議長

賛成 10名で、付議案件⑧は承認されました。

議長 続きまして、報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の40ページをお開きください。報告案件①農地改良届についてでございます。届出人が広渡にお住まいの●●●●氏で届出地が大字広渡字大久保2037番1、地目が田、面積が917㎡、土地の用途区分が農業振興地域外、届出理由が湿田改良となっています。41ページが位置図、42ページが字図、43ページが縦横断面図となっています。造成高が現況より1m以下ということや、施工面積が1,000㎡以下という届出範囲内の改良となるため、届出を受理しています。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、報告案件②について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは44ページをご覧ください。報告案件②農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、貸渡人の都合による解約2件、借受人の都合による解約20件、合計22件となっております。以上です。

議長 それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

①農業委員会改正への対応について(説明)

議長 何かご意見ご質問ございませんか。

地元委員 推進委員さんの仕事の内容からして随時集まるようになるのか。
(5番)

事務局 運用の中で現場の活動報告、パトロールと想定されます。

地元委員 農業委員さんと推進委員さんの活動内容は若干違いますよね。
(5番)

議長 先ほども説明があったように毎月農業委員会一緒に開催される地区もありますし糸島は、推進委員さんには呼ばないという地区もあります。今後どういう方向が良いのか決める。

事務局 農業委員さんの役割は変わりません。定期毎月の総会に議案案件を審議しますが、

推進委員は議決権を持ちません。推進委員さんは現場の取り組みを具体化し遠賀町らしいやり方をしていきたいと思っています。

地元委員 (5番) 活動の内容を見て、報酬を決めないと混乱をきたす。

事務局長 先行自治体は、ほぼ同額で推移しています。同額でないとなり手がいない。

議長 推進委員さんと農業委員さんの担当地区を同じにあわせる方向がよいと考えています。後は定数の問題ですが、色んな情報が入っています。

事務局長 最もお聞きしたいのが今までの地区割で現行の9名をさわってよいのか。営農の連携の部分の地区割にメリット、デメリットがあるのか見て頂きたい。

地元委員 (2番) 農地を管理する面からは面積が良いのでは。

地元委員 (5番) 賛成です。

事務局長 8ページの地区改正後の地区割を見て、この枠組みで支障があると思いますか。

議長 分けるとしたら、作業的にもこの形が良い。後は定数の問題です。

地元委員 (9番) 会長、副会長、事務局が十分検討されて、主導権をにぎって、進めたら良いと思います。

議長 9月の総会で決定したいと思います。

地元委員 (5番) 選出方法はどのような形でされますか。

事務局 地区の定数を決めて公募をして、地元の生産組合からの推薦で町長が決めます。

議長 もう一度持ち帰って検討してください。

②遠賀町農業支援対策検討委員会の推薦について

安部副会長が委員として推薦されていますので、引き続きお願いします。

③農業委員会業務必携について
(資料をお配りしていますので、今後の業務の参考にして下さい。)

④平成28年度視察研修の精算報告について
(会計報告の説明)

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

議長 無いようでございますので、以上をもって、平成28年第26回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございます。

閉 会 10 時 00分